

山形広域環境事務組合郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山形広域環境事務組合契約規則（平成7年山広環規則第6号）で準用する山形市契約規則第22条第1項で規定する入札の要領（第27条で準用するものを含む）に基づく入札を郵便で行う場合、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(郵便入札の対象)

第2条 郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の対象は、規則第18条の入札公告又は指名競争入札通知（以下「公告等」という。）において、郵便入札案件である旨を記載したものとする。

(入札書等の郵送)

第3条 郵便入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札書その他当該入札の公告等で指定する書類（以下「入札書等」という。）を、一般書留又は簡易書留の方法により、公告等において指定する期日までに、入札執行課宛に郵送しなければならない。ただし、同期日までに、入札執行課に持参することも認めるものとする。

2 入札書等を郵送する場合は、次のとおりとする。

(1) 中封筒・表封筒の二重封筒とする。

(2) 入札書等を入れた中封筒にあつては、入札件名及び入札参加者の商号又は名称を記載するとともに、貼り付けた部分を入札参加者の代表者印で割印をし、「入札書在中」と朱書きの上、封かんする。

(3) 表封筒にあつては、次に掲げるものを封入し、送付先（入札執行課名等）、入札件名、入札日、入札参加者の住所及び商号又は名称を記載し、「入札書在中」を朱書きの上、郵送するものとする。

ア 前号の中封筒

イ 内訳書等（公告等において、入札時に提出する必要がある場合に限る。）

3 郵便入札に係る費用については、すべて入札参加者の負担とする。

4 第1項ただし書きにより持参する場合は、表封筒は不要とする。

(入札書等の保管等)

第4条 入札執行課は、入札書等が到達したときは、表封筒を開封して入札書を封かんした中封筒を確認し、これを開札日時まで厳重に保管しなければならない。

2 到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札の辞退)

第5条 入札参加者が当該入札を辞退するときは、郵送又は持参により入札辞退書を提出しなければならない。ただし、入札書等が到達したとき以降は、辞退を認めない。

(開札)

第6条 郵便入札の開札は、予め指定した日時及び場所において、入札執行者が行うものとする。

2 前項の開札について、入札参加者が立会いを必要とする場合には、それを認めるものとする。その際の立会者が代理人の場合には、開札の立会いに関する一切の件の権限を委任する委任状を提出しなければならない。

3 前項の立会者がいない場合には、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせ、開札するものとする。

4 第1回目の入札で落札者が決定せず再度の入札を行う場合には、入札執行者が指定する期日までに、入札書を郵送又は持参しなければならない。

5 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上いるときには、入札執行者が指定する日時及び場所において、くじにより落札者を決定するものとする。

6 前項のくじについて、くじの対象となる入札参加者がくじを引くことを必要とする場合には、それを認めるものとする。その際のくじを引く者が代理人の場合には、入札のくじを引くことに関する一切の件の権限を委任する委任状を提出しなければならない。

7 前項のくじを引く者がいない場合には、当該入札事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

(入札の延期及び中止等)

第7条 管理者は、郵便事情等による事故により必要があると認めるときは、入札の延期及び中止をすることができる。

2 管理者は、不正な行為により必要があると認めるときは、入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができる。

(入札結果の通知)

第8条 入札執行課は、郵便入札により落札者を決定した場合は、当該入札の応札者に対しその旨を通知するとともに、入札結果を閲覧に供するものとする。

(異議の申立て)

第9条 入札参加者は、郵便事故等により入札書等が期限までに到達しなかったことに対し、異議を申し立てることはできないものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年3月15日から施行する。